

平成 23 年 3 月 2 日  
ワーキング・グループ構成員 戒井重樹

## 最終取りまとめに向けた意見

1. NPO法人以外のための基本情報フォーマット.....	2
2. NPO法人に適用される会計基準について.....	2
3. 財務情報の雛型.....	5
4. NPO法人のガバナンスの情報.....	6

## 最終取りまとめに向けた意見

### 1. NPO 法人以外のための基本情報フォーマット

現在検討を要請されている基本情報フォーマットは、NPO 法人に対する基本情報フォーマットだけではなく、新しい公共支援事業の支援対象者、モデル事業の実施主体及び都道府県から事業を委託された団体・組織に求める標準開示フォーマットを検討することも求められています（「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」参照）。新しい公共支援事業の対象者はNPO 法人以外の法人もその対象としているため、NPO 法人以外の法人等が標準開示するフォーマットの検討も必要ではないかと考えます。

### 2. NPO 法人に適用される会計基準について

NPO 法人が適用する会計基準について、現実の実務で公益法人会計基準、企業会計基準を適用して作成しているため、これらの基準も容認すべきではないかとの意見があります。この意見について、その背景や今後の適用方向性について述べたいと思います。

<公益法人会計基準、企業会計が適用されている背景>

#### (1) 他の会計が適用された背景

特定非営利活動促進法が制定された時点では、NPO 法人会計基準等のNPO 法人が準拠すべき会計基準は存在していなかった。

#### (2) 公益法人会計基準の適用の背景

特定非営利活動促進法が制定された時点で会計処理に関して存在したのは、「特定非営利活動法人の会計の手引き」であった。その手引きが提示している計算書類の様式が、公益法人会計基準（昭和60年基準）に類似していることより、公益法人会計基準の採用がなされたものと推測している。

#### (3) 企業会計が適用されている背景

企業会計基準の適用については、公益法人会計基準（昭和60年基準）

において、「公益法人が行う事業のうち、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用することがより合理的な事業については、これを適用しない」とし、企業会計を適用することが合理的な事業については、公益法人会計基準を適用しないことも認められていたことによるものと推測している。企業会計が適用される事業としては、特別会計として区分された収益事業が対象になったものが多いと推測する。

このように公益法人会計基準、企業会計の適用が行われたのは、そうせざるを得なかった状況であったという認識は必要と考えます。

#### <公益法人等他の法人が適用する会計基準の動向>

##### (1) 公益法人

NPO法人が参考としている公益法人は、公益法人会計基準（昭和60年基準）⇒公益法人会計基準（改正平成15年基準）⇒公益法人会計基準（改正平成20年基準）と公益法人会計基準といっても〇〇年基準によってその内容が異なっています。また、昭和60年基準で認めていた企業会計の基準についても平成15年基準、平成20年基準では、総則に触れておらず企業会計は想定していない状況になっています。ただし、そのかわりに新たな会計については、運用指針等でフォローしているところです。

今後、公益法人においては、公益法人会計基準（平成20年基準）がすべての公益法人に適用される会計基準となっていく予定です。

##### (2) 社会福祉法人

社会福祉法人も様々な事業を行っており、それぞれの事業で適用される会計基準が異なっていました。現在、社会福祉法人会計基準も改正され、平成24年（あるいは25年）より適用される予定です。

今後、社会福祉法人においては、社会福祉法人会計基準がすべての社会福祉法人に適用される会計基準となっていく予定です。

##### (3) 株式会社

株式会社には、企業会計が適用されるが、その適用される企業会計の範囲が揺らいでいます。将来の会計基準の適用を考えると以下のような区分になります。

###### 企業会計の分類

- ・ 国際会計基準・・・企業集団を対象とし、連結、時価主義を中心と

した投資家目的の会計処理を求める基準（今後導入予定）

- ・ 会社法による基準・・グローバルな資金調達を行わないため、国際会計基準と一致するのではなく、国内用の会計基準も認める基準（現状の企業会計）
- ・ 中小企業の会計に関する指針・・中小企業向けの簡便的な会計基準を容認している企業会計。

現状の法人が適用する会計基準の動向は、公益法人等の非営利法人では、制定した会計基準をすべての法人で適用していく方向にあります。他方、企業会計を適用する株式会社では、株式会社の属性（上場グローバル会社か、国内のみの会社か、中小企業か）により適用する会計基準の内容が異なってきます（企業会計といっても適用される会計基準の中身が異なるとも言えます）。

#### < N P O 法人が適用すべき会計基準についての意見 >

##### (1) N P O 法人の透明性、利便性の確保が必須

論点整理での基本的考え方として、情報の「透明性」、「信頼性」、「効率性・利便性」を確保すると謳っています。

透明性（その中の比較性）、利便性を考えるなら、すべての法人で同一の会計基準で処理することが必須であり、法人によって適用する会計基準が異なるとは、基本的な考え方に反することになると言えるのではないかと考えます。

##### (2) 公益法人会計基準、企業会計の不明確性

すでに述べたように公益法人会計基準、企業会計と言っても種々の基準があるのが現実です。もし、N P O 法人会計基準以外で公益法人会計基準、企業会計を認めるとするならば、それぞれの会計のどの基準を採用したのかを記載しなければ情報利用者を誤認させることになるものと考えます。

##### (3) N P O 法人会計基準を適用すべき

今回検討され作成されたN P O 法人会計基準は、N P O 法人が採用すべき会計基準としてN P O 法人の業界、学識経験者、会計専門家、所轄庁が係わりを持ち、時間をかけて作成された会計基準であります。そのような手続を踏んだ基準こそ、すべてのN P O 法人で適用される

べき会計基準であると言えます。NPO法の改正により、新たな公共、新たな寄付社会を担うNPO法人となるためには、会計・財務情報の面においても透明性、利便性は社会から求められ、その求めに応じる義務が生ずるものと考えます。その義務に応じるのが、NPO法人を対象とした会計基準であるNPO法人会計基準です。

パブリックコメントでも求められているようにすべてのNPO法人にNPO法人会計基準の適用を要請することが、必要です。将来に禍根を残さないよう対処すべきです。なお、NPO法人会計基準も発展途上のため、見直しは適宜行うことが必要となることは言うまでもありません。

したがって、NPO法人基本情報フォーマットの「準拠している会計基準」の箇所は、もし対応ができない法人に対して考慮するならば

■  NPO法人会計基準

■  XX年までの経過措置の期間までは、その他（その他会計基準名）

と経過措置を定めるか否かが検討課題になるものと考えます。

#### (4) 「特定非営利活動法人の会計の手引き」の見直し

NPO法の改正に伴い「特定非営利活動法人の会計の手引き」の見直しも必要と考えます。

### 3. 財務情報の雛型

#### (1) 入力財務データの範囲

現在他の事業があるNPO法人が作成する計算書類は以下の区分となっています。

- 特定非営利活動に係る事業会計
  - 収支計算書
  - 正味財産増減計算書
  - 貸借対照表
- その他の事業会計
  - 収支計算書
  - 正味財産増減計算書
  - 貸借対照表
- 収支計算書総括表
- 正味財産増減計算書総括表
- 貸借対照表総括表
- 特定非営利活動に係る事業財産目録
- その他の事業財産目録

すべての情報を入力するのは大変のため、入力する財務データは、総括（法人全体）のデータでよいと考えます。

内訳をどこまで入れるかはワーキングで検討することが必要と考えます。

## (2) 入力財務データの対象

### ① 特定非営利活動の収支の文言の変更

「特定非営利活動の収支」をNPO法人会計基準に合わせて「活動計算の状況」等へ変更。これはNPO法人会計基準の適用の是非で異なることになります。

### ② 貸借対照表の現金預金の内書

現金が多額にあったとしても、用途が特定されている資金（災害等の支援のための寄付金であり、法人で自由に使用することができない現金預金）がある場合は、現実には法人が自由に使用することができない資金があることを明示するために、内書で用途が特定されている資金を明示する様式とすることが必要と考えます。

理由：現金預金の残高でこのNPO法人は資金的に余裕があると判断される可能性を避けるため。

## 4. NPO法人のガバナンスの情報

NPO法人が新たな公共の担い手として、寄附社会のなかで活動していくことを求めるのであれば、法人としての最低限のガバナンスが発揮されているかを社会に対して情報提供すべきと考えます。

監事の業務は、新たなNPO法ではどのように規定されるかはわかりませんが、現法では

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 理事の業務執行の状況を監査すること（いわゆる業務監査）</li><li>② 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること（いわゆる会計監査）</li><li>③ 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること</li><li>④ 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること</li><li>⑤ 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること</li></ol> |
|---|

と規定されています。

この監事の業務が適切に実施されていることを情報提供することはガバナンスの発揮に関する重要な情報と言えるものと考えます。さらに監事監査報告書が提出書類とされ、その記載で業務監査、会計監査で問題がない旨であったならば、「前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること」はなかったことになるわけであり、寄附者等にとっても有用な情報と考えます。もし、現状の監事監査が不十分であるとの認識であるならば、なおさら基本情報にすべきと考えます。

以上